

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の指定 (治山林道課)	1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (")	1
公告	
○行政書士法による聴聞 (法務課)	1
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	1

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月8日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第61号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第17条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

告示

高知県告示第350号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年5月8日

高知県知事 橋本 大二郎

- 指定に係る保安林の所在場所
須崎市多ノ郷字蛇ヶ谷甲4464の1、甲4466の1、甲5490、甲5491のロ、下分字竹ヶ谷甲2299、甲2309、高岡郡津野町白石字センボシ甲2193
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蛇ヶ谷甲4464の1・字竹ヶ谷甲2299・甲2309・字センボシ甲2193（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課並びに須崎市役所及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第351号

平成19年3月高知県告示第211号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年5月8日

高知県知事 橋本 大二郎

- 所在不明の森林所有者
(1) 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲2234
(2) 氏名
池田 禎作
- 保安林に指定する予定の通知の要旨
(1) 保安林予定森林の所在場所
室戸市吉良川町字長者野乙4983、字古矢郷山乙4995の1

- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成19年5月8日

高知県知事 橋本 大二郎

- 聴聞の期日
平成19年5月18日（金）午後2時
- 聴聞の場所
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県庁北庁舎3階第2会議室
- 聴聞を受ける者
(1) 氏名 山下 義博
(2) 住所 香南市野市町上岡2665番地

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第12号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成19年5月8日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 審査の区分
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査
(2) 審査の実施日及び開始時間
平成19年6月28日（木）午前9時30分
(3) 審査の実施場所
吾川郡春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 審査の実施予定人員
50人
- 審査対象者
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定及び同項の規定により行わ

れた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であって、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次の要領により審査申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請書の受付期間

平成19年5月21日(月)から同年6月8日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署

イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 高知県以外の公安委員会が交付した旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメー

トルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1枚

(ウ) 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料

審査を受けようとする者は、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027)又は県内の各警察署警備係担当係